

ヘルパーステーション アイ・ケア運営規程（障害福祉サービス）

（事業の目的）

第1条 医療法人 仙知会が設置するヘルパーステーション アイ・ケア（以下「事業所」という。）において実施する居宅介護に係る障害福祉サービス（以下「指定居宅介護」という。）に関し、人員、運営及び管理に関する事項を定め、障害者、（以下「利用者」という。）に対し、事業の適正な運営と適切な指定居宅介護の提供を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 地域との結びつきを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4 利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 5 前4項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第56号）その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ヘルパーステーション アイ・ケア
- (2) 所在地 青森県弘前市大字八幡町1丁目2番地2

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 介護福祉士 1名（常勤職員）
管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問介護の提供にあたる。
- (2) サービス提供責任者 介護福祉士 3名（常勤職員）
サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成及び説明を行うほか、指定訪問介護の利用申し込みに係わる調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うとともに、自らも指定訪問介護の提供にあたる。
- (3) 訪問介護員 28名 常勤職員 21名（管理者・サービス提供責任者を含む）
非常勤職員 7名
介護福祉士 23名（常勤職員18名、非常勤職員5名）
実務者研修 0名
初任者研修 3名（常勤職員2名、非常勤職員1名）
ヘルパー1級 0名
ヘルパー2級 2名（常勤職員1名、非常勤職員1名）

ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。

従業者は、居宅介護計画に基づき指定居宅介護を提供する。

- (4) 事務職員 1名
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時15分
- (3) サービス提供時間 24時間体制
- (4) 前3号のほか、電話等により緊急時の連絡が可能な体制をとるものとする。

(主たる対象者)

第6条 事業所においてサービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 精神障害者
- (4) 難病患者

(指定居宅介護の内容)

第7条 事業所で行う指定居宅介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画の作成
- (2) 身体介護
 - ア 食事の介護
 - イ 排せつの介護
 - ウ 衣類着脱の介護
 - エ 入浴の介護
 - オ 身体の清拭、洗髪
 - カ その他必要な身体の介護
- (3) 通院等の乗降介助
通院等のため、従業者が自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の室内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行う。
- (4) 家事援助
 - ア 調理
 - イ 衣類の洗濯、補修
 - ウ 住居等の掃除、整理整頓
 - エ 生活必需品の買い物
 - オ 関係機関との連絡
 - カ その他必要な家事
- (5) 重度訪問介護
生活全般にわたる援助（身体介護、家事援助、外出時における移動の介護等）を行う。
- (6) 生活等に関する相談及び助言

(利用者から受領する費用の額)

第8条 指定居宅介護を提供した際は、利用者又は支給決定保護者（法第19条第1項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。）から利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額に90分の100を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者から徴収する。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 通常の事業の実施区域を越えた地点から片道10キロメートル未満 200円

(2) 通常の事業の実施区域を越えた地点から片道10キロメートル以上 300円

4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は支給決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者又は支給決定保護者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者又は支給決定保護者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、青森市、弘前市、五所川原市、黒石市、つがる市、平川市、北津軽郡、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡の区域とする。

(緊急時における対応方法)

第10条 現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(利益供与等の禁止)

第11条 相談支援事業を行う者若しくは、他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し利用者に対して当該事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

2 相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しないものとする。

(虐待防止のための措置)

第12条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施するなどの措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第13条 提供した指定居宅介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録するものとする。

3 提供した指定居宅介護に関し、県又は市町（以下「県等」という。）が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該県等の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して県等が行う調査に協力するとともに、県等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 県等から求めがあった場合には、前項までの改善の内容を県等に報告するものとする。

5 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(研修)

第14条 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内

(2) 継続研修 毎月

(秘密の保持)

第15条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずるものとする。

(記録の整備)

第16条 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2 利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から5年間保存するものとする。

(衛生管理等)

第17条 当事業所は、従業者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

- 2 当事業所は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めることとする。
- 3 従業者は感染症等に関する知識の習得に努める。
- 4 当事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第18条 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置。
- 2 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等 higher 者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(ハラスメントに関する事項)

第19条 当事業所は、介護現場における利用者や家族等による下記ハラスメントの実態を把握するとともに、事業者として取り組むべき対策を示すことにより、介護現場で働く職員の安全を確保し、安心して働き続けられる労働環境を築き人材の確保・定着につなげるものとする。

- (1) 身体的暴力
- (2) 精神的暴力
- (3) セクシュアルハラスメント

(業務継続計画の策定等)

第20条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 当事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(補足)

第21条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人 仙知会と当該事業所の管理者が協議の上定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。

障害福祉サービス

運 営 規 程
重要事項説明書

ヘルパーステーション アイ・ケア